

第10号議案

湯布院町東石松区防災計画 (案)

令和5年3月

(仮称) 東石松区防災計画策定委員会

はじめに

近年、地球温暖化等による異常気象「これまでに経験したことのないゲリラ豪雨や大規模地震など」による**激甚災害が頻繁に発生**しています。

災害発生が予想される地区では住民が自主的に避難行動をとることも重要ですが、被害の拡大を防ぐには、東石松区の地域や近隣の住民が集まって、互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

今回、**”いざというときに慌てずに行動する”**ために、「事前にしておくことや決めておくこと」を整理して、「東石松区防災計画」を作成しました。

この「計画」は必要に応じて毎年継続的に改善しながら、防災訓練等も定期的
に実施することによって、より実効性のある**「防災活動の指針」**となることを願っております。

東石松区長 加来貞文

東石松区防災計画（目次）

はじめに

1. 防災計画の対象（範囲）

- 東石松区防災計画図

2. 基本的な考え方

- ① 基本方針（目的）
- ② 活動目標及び長期的な活動計画

3. 東石松区の特性

- 自然特性
- 社会特性
- 災害特性（想定される災害）

4. 防災活動の内容

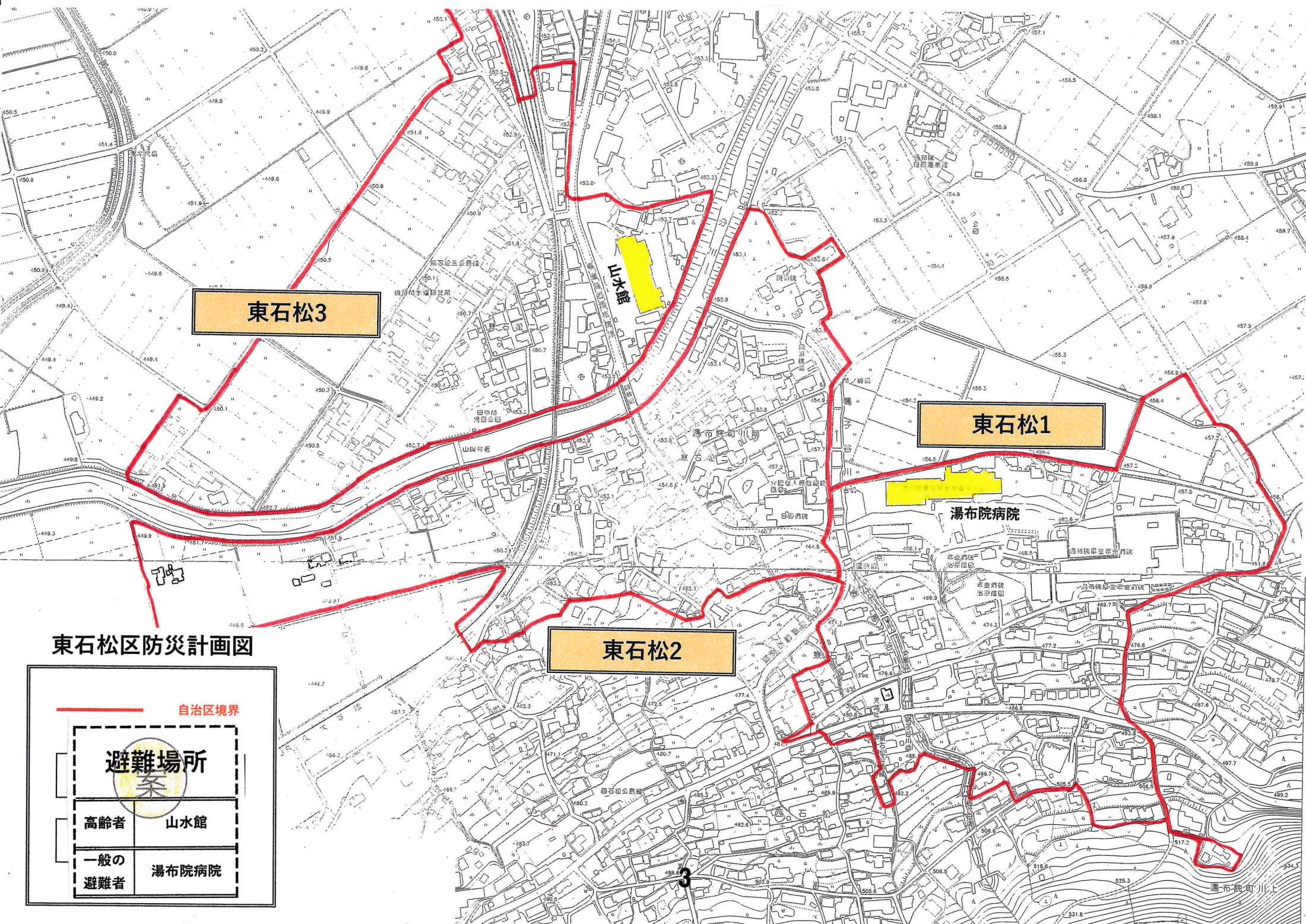
- ① 東石松区の避難計画
- ② 東石松区の防災連絡網

5. 実践と検証

- ① 防災活動組織・体制づくり
- ② 東石松区のタイムライン
- ③ 防災訓練の実施・検証
- ④ 有効性の確認と改善

6. 参考

- 関連機関との連携
- 防災計画は継続的に改善
- 計画の位置付け
(災害対策基本法)



東石松3

東石松1

東石松2

東石松区防災計画図

自治区境界

避難場所
案

高齢者	山水館
一般の避難者	湯布院病院

山水館

湯布院病院

2. 基本的な考え方

①基本方針（目的）

東石松区の地域防災力を高め、
地域コミュニティを維持・活性化する

- ◆ 東石松区の居住者自身が参画した計画
- ◆ 東石松区の特性に応じた地域密着型の計画
- ◆ 継続的に地域防災力を向上させる計画

② 活動目標及び長期的な活動計画

項 目	具体的な取組み内容
★活動目標	近年の異常気象等による「100年に一度の大災害」を想定し、防災意識の普及啓発と防災訓練の実施
★対象範囲	東石松区(第1、第2、第3自治区)全域
★初年度の取組み	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度内に「東石松区防災計画(案)」を作成・指定避難所の見直しについて由布市に陳情・令和4年度総会で「防災計画(案)」を区民に提案
★長期的な活動 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度内に「東石松区防災計画」を完成(予定)<ul style="list-style-type: none">■要配慮者(高齢者世帯など)の再確認(予定)■指定避難所に防災設備を調達、整備(予定)・令和5年度内に「第1回防災訓練」を実施(予定)・以降は定期的に防災訓練・防災講習会を行う

3. 東石松区の特徴

自治区	自然特性		社会特性		災害特性(想定される災害)	
第1自治区	・土砂災害警戒区域		・耕作放棄地・空き家 などが多い ・高齢者世帯や独居世帯 が多くなっている ・旅館宿泊者への配慮		・鳴子谷川上流部からの大雨 や台風時の土石流 ・「県道別府一の宮線」の道路 側溝からの洪水	
第2自治区	・土砂災害警戒区域 ・洪水浸水想定区域 (鳴子谷川、大分川)		・高齢者世帯や独居世帯 が多くなっている ・アパート、住宅団地、 旅館宿泊者への配慮		・鳴子谷川上流部からの大雨 や台風時の土石流災害 ・鳴子谷川の増水による浸水 ・大分川の増水による浸水	
第3自治区	・洪水浸水想定区域 (宮川、大分川)		・高齢者世帯や独居世帯 が多くなっている ・アパート、住宅団地、 旅館宿泊者への配慮		・宮川の氾濫による浸水 ・大分川の増水による浸水	

4. 防災活動の内容

平常時すべきこと

災害時の対応力の強化
関係部署との連携・取り組みの発信

災害時すべきこと

災害時、誰が、何を、どれだけ、
どのようにすべきか

直前、初動、応急、復旧・復興 に分けて整理
災害時の体制と手順を明確にした計画の作成

5. 実践と検証

① 防災活動組織・体制づくり

平常時 防災計画改善 及び避難訓練	リーダー	実行委員(班長)	メンバー	メンバー
		自治委員(3) 防災士(8)	第一自治区(2) 第二自治区(2) 第三自治区(2)	公民館長(2) 広報(1) 民生委員(2)



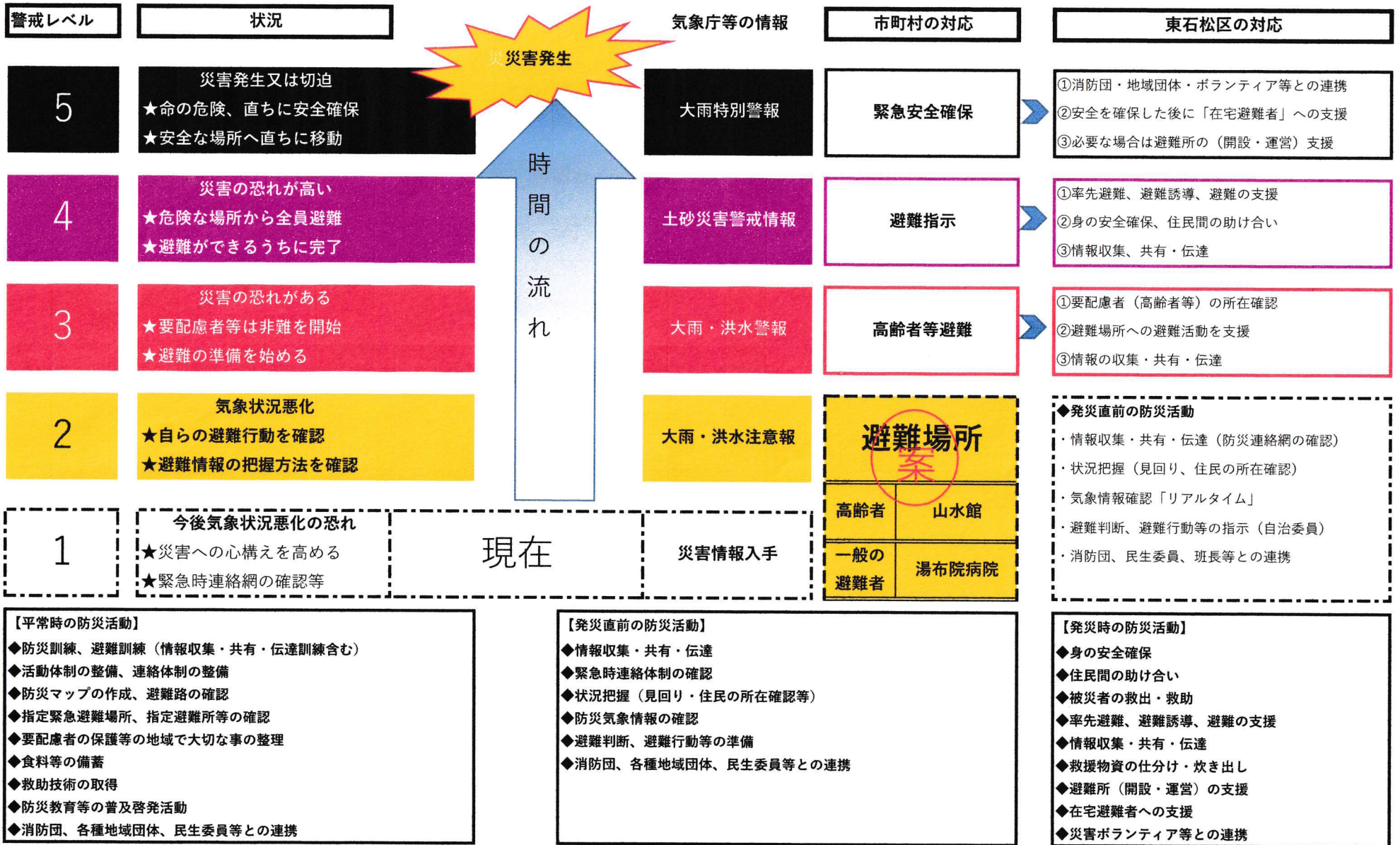
※救急・救命設備（AED、救急薬品など）の常備、それらの定期的な点検
 ※緊急時連絡体制の整備、定期的な見直し（要配慮者への支援方法など）
 ※防災訓練の実施（避難訓練や防災教育など防災に関する普及啓発活動）

災害時 避難誘導及び避難 所の開設・運営	リーダー	情報把握・連絡網	避難誘導	避難所運営
		自治委員(3) 防災士(8)	消防世話人(3)	各班長(14)

①東石松区の避難計画

【避難行動のタイミング】

令和4年3月作成



②東石松区のタイムライン

気象庁等の情報

大型台風などの
襲来情報収集

大雨洪水注意報

大雨洪水警報

土砂災害警戒情報

大雨特別警報

由布市及び東石松 区の対応

緊急時連絡網・防災
手順等の再確認

防災体制の準備

高齢者等避難支援

全員避難指示

緊急安全確保

防災リーダーの役割

★「どの程度の大きさなのか」
に関する情報を収集する



地域に被害が及ぶ可
能性を推測する



防災計画に沿って、防
災活動を開始する

率先避難、避難誘導、避難の支援

事前対策及び
訓練の実施

③ 防災訓練の実施・検証 (例)

避難時

避難訓練

避難路・避難場所の確認

避難路上の危険箇所把握

要配慮者の把握

避難後

避難所開設

避難所運営

応急訓練

消火訓練

救急応急措置

資器材取扱

救急措置訓練	公民館にAEDなどの救急・応急器材を購入・設置して、定期的に「取り扱い訓練」を実施する。	第1公民館 第3公民館
要配慮者の把握	東石松区の要配慮者(高齢者・障がい者等)を調査・把握して、緊急時の連絡方法や支援活動を訓練する。	東石松区(自治区別)
避難訓練	避難場所や避難経路などを再確認し、実際に避難訓練を行う。 (毎年梅雨前に、ゲリラ豪雨を予想した”避難訓練”を実施する)	東石松区全域

見直し・改善

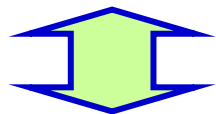
④有効性の確認と改善

災害時に 実際に機能するか？

- ◆地区防災計画が 災害時に 本当に機能するかの確認
- ◆地域コミュニティ活動全体プロセスの点検・評価

(参考) 関連機関との連携

由布市 (湯布院地域振興局)
0977-84-3111



(東石松区防災体制)

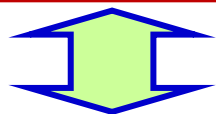
地区リーダー
自治委員
(3)

+

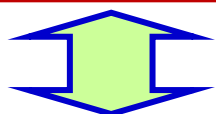
防災活動リーダー
防災士
(8)

+

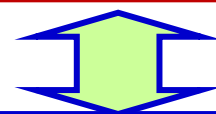
東石松区
役員・諸係



由布市消防本部
097-583-1500



湯布院幹部交番
0977-84-2131



由布市水道課
097-582-1328

緊急時通報

110	119	171
事件・事故	火災 救急・救助	災害伝言 ダイヤル

電気 九州電力	(別府営業所) 0120-986-504
電話 NTT西日本	(局番なし) 113
ガス 大谷商会	0977-84-3126

(参考) 防災計画は継続的に改善



(参考) 計画の位置づけ

災害対策基本法

第三章 防災計画 (市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議 (市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。) **は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。**この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。 2 (略)

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者 (以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う**防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画** (同条において「**地区防災計画**」という。) について定めることができる。